



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*64 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)
- \*65 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 ( " )
- 告示
- 803 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 804 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 805 " ( " )
- 806 生活保護法による指定介護機関の休止 ( " )
- 807 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
- 808 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会推進課)
- 809 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 ( " )
- 810 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 ( " )
- 811 山田ダム土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 812 有田川土地改良区の役員の就任 ( " )
- 813 県営中山間地域総合整備事業の工事の完了 ( " )
- 814 保安林の指定の解除 (森林整備課)
- 815 保安林の指定 ( " )
- 816 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 817 道路の区域変更 ( " )
- 818 新道路の供用開始等 ( " )
- 819 道路の区域変更 ( " )
- 820 新道路の供用開始等 ( " )

## 規 則

### 和歌山県規則第64号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和26年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「毎年」を「住所等」に改める。

第28条及び第29条第2項中「第23条の6」を「第23条の7」に改める。

第30条の見出し中「登録簿」を「登録簿等」に改め、同条中「第23条の8の規定による登録簿」を「第23条の9各号に掲げる書類」に、「登録簿」を「登録簿等」に改める。

第31条を次のように改める。

(登録簿等の閲覧の手続等)

第31条 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、建築士事務所登録簿等閲覧申込書(別記第10号様式)に所要事項を記入し、申し込まなければならない。

2 閲覧者は、登録簿等を室外へ持ち出し、又は汚損してはならない。

別記第9号様式中「第23条の6」を「第23条の7」に改める。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第 10 号様式 (第 31 条関係)

(用紙 A 4)

No. \_\_\_\_\_

建築士事務所登録簿等閲覧申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
氏名 印

閲覧しようとする建築士事務所	登録番号			
	名称			
	所在地			
閲覧目的				
閲覧書類				
閲覧月日		年 月 日	検収	
備考				

附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

和歌山県規則第65号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「第24条の5」を「第24条の6」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

告 示

和歌山県告示第803号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成19年8月5日まで縦覧に供する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成19年6月5日

2 名称

特定非営利活動法人たいさんぼく

3 代表者の氏名

芹生登美

4 主たる事務所の所在地

和歌山市満屋260番地

5 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする高齢者に対して、介護や福祉に関する事業を行い、高齢者が自分の住んでいる地域で安心して暮らして行けるよう地域と一体となってすすめる町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第804号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
有市訪 25-17	有限会社田中ケアサービス	有田市宮崎町359番地2	訪問看護ステーションたなか	有田市辻堂35-13	平成 19.4.30

和歌山県告示第805号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
新医	医療法人寺本内科	新宮市谷王子2の4	平成

46-53			19.6.1
-------	--	--	--------

和歌山県告示第806号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から休止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
有限会社優心の郷	有田市辻堂656-3	サンライズケア	有田市辻堂656-3	居宅介護支援	平成 19.3.31

和歌山県告示第807号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日

株式会社ライフサポート	田辺市新万3-19	訪問看護ステーション田辺メディカル	田辺市新万3-19	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.6.1
林厚男	田辺市上屋敷2-8-1	ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成19.6.1
有限会社ひだまり	田辺市稲成町3206	あじさい介護センター	田辺市稲成町3206	居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成19.6.1
有限会社南建設	東牟婁郡串本町串本663-1	ほのぼの家族	東牟婁郡串本町串本663-1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成19.5.29
有限会社クオリティサービス	紀の川市粉河1210-4	訪問介護ステーションつくし	紀の川市粉河1210-4	介護予防訪問介護	平成19.4.27

和歌山県告示第808号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071201069	有限会社シンク	紀の川市打田1096-1	中西まりひ	有限会社シンク	紀の川市打田1096-1	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.4.30
3071500064	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	森巖	ニチイケアセンター有田	有田市新堂49-3	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.4.30
3072300068	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	森巖	ニチイケアセンター新宮	新宮市新宮3720-3	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.4.30
3070104843	有限会社さくらケアセンター	和歌山市松ヶ丘3丁目2番18号	濱口和	居宅介護支援センターやわらぎ	和歌山市今福5丁目1-1	居宅介護支援	平成19.5.12
3070102425	紀州エア・ウォーター株式会社	和歌山市雑賀崎20-17-29	的場信之	紀州エア・ウォーター株式会社	和歌山市雑賀崎2017-29	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成19.5.22
3070103985	株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	樋口公一	株式会社コムスン城北ケアセンター	和歌山市二筋目11	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.5.31
3070104363	株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	樋口公一	株式会社コムスン和歌山塩屋ケアセンター	和歌山市塩屋6丁目3-13	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.5.31

3060190372	医療法人慈秀会	和歌山市秋葉町7-28	田中章慈	訪問看護ステーションさいか	和歌山市秋葉町7-28	訪問看護・介護予防訪問看護	平成19.5.31
3071201291	有限会社ウエストマウンテン	紀の川市貴志川町西山33	高田光造	きしの村	紀の川市貴志川町西山33	居宅介護支援	平成19.6.1

和歌山県告示第809号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称		変更があったサービスの種類	変更年月日
新	旧		
株式会社グッドライフ	有限会社エヌズ	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.4.1

和歌山県告示第810号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事務所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
社会福祉法人太地町社会福祉協議会（居宅介護支援・訪問介護・介護予防訪問介護）	東牟婁郡太地町太地2991番地の1「太地町多目的センター内」	東牟婁郡太地町太地3728番地の1「老人憩の家内」	平成19.4.1
皆楽園打田ケアプラザセンター（居宅介護支援）	紀の川市重行31	紀の川市上野5-3	平成19.5.19
皆楽園第2ホームヘルプステーション（訪問介護・介護予防訪問介護）	紀の川市重行31	紀の川市上野5-3	平成19.5.19
訪問介護事業部カーン（訪問介護・介護予防訪問介護）	和歌山市舟津町3丁目32-3パレロワイヤル舟津1階	和歌山市吹屋町4丁目9-1	平成19.5.21

貴志ケアプラザセンター（居宅介護支援）	和歌山市新中島125番地	和歌山市栄谷884-4	平成19.6.1
---------------------	--------------	-------------	----------

和歌山県告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田ダム土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	中村慎司	紀の川市貴志川町西山463番地
理事	林秀治	紀の川市貴志川町長山1630番地
理事	田村弘	紀の川市貴志川町鳥居235番地
理事	田邨忠	紀の川市貴志川町岸宮593番地
理事	上山信夫	紀の川市貴志川町長原361番地
理事	阪上博文	紀の川市貴志川町長原680番地
理事	服部吉宏	紀の川市貴志川町長原1380番地内1
理事	山本佳司	紀の川市貴志川町国主88番地
理事	森本俊弘	和歌山市毛見1505番地の1 パシフィックビスタ I 708号室
理事	中西清隆	紀の川市貴志川町尼寺211番地
理事	佐古邦男	紀の川市貴志川町神戸472番地
理事	小西邦男	紀の川市貴志川町井ノ口773番地
理事	樫葉安雄	紀の川市貴志川町井ノ口102番地
理事	高山安徳	紀の川市貴志川町岸小野166番地
理事	小西和宏	紀の川市貴志川町高尾75番地
理事	楠部忠史	紀の川市貴志川町北626番地
理事	上田達雄	紀の川市貴志川町北山284番地
理事	山本典生	紀の川市貴志川町丸栖300番地
理事	田村善雄	紀の川市貴志川町丸栖10番地
理事	坂口榮司	紀の川市貴志川町丸栖1638番地
理事	北谷博文	海南市七山1152番地2
理事	秦野均	海南市高津790番地
理事	尼岡孝敏	紀の川市桃山町調月893番地
理事	小坂善次	紀の川市桃山町調月701番地
理事	谷口正児	紀の川市桃山町調月2228番地1
理事	西宏明	紀の川市桃山町最上738番地2
理事	津田繁介	紀の川市桃山町最上391番地1
理事	向江信夫	海草郡紀美野町長谷1335番地

監事	嶋本幸雄	紀の川市貴志川町北56番地2
監事	中西文夫	紀の川市貴志川町尼寺762番地
監事	秦野吉史	海南市高津890番地
2 退任した役員		
職名	氏名	住所
理事	中村慎司	紀の川市貴志川町西山463番地
理事	林秀治	紀の川市貴志川町長山1630番地
理事	田村弘	紀の川市貴志川町鳥居235番地
理事	田邨忠	紀の川市貴志川町岸宮593番地
理事	上山信夫	紀の川市貴志川町長原361番地
理事	谷口秀峰	紀の川市貴志川町長原1238番地の内1号
理事	服部吉宏	紀の川市貴志川町長原1380番地内1
理事	中西八百樹	紀の川市貴志川町国主2番地
理事	森本俊弘	和歌山市毛見1505番地の1 パシフィックビスタ I 708号室
理事	稲垣協	紀の川市貴志川町尼寺475番地の3
理事	佐古邦男	紀の川市貴志川町神戸472番地
理事	小面邦男	紀の川市貴志川町井ノ口773番地
理事	中西善一郎	紀の川市貴志川町井ノ口681番地
理事	高山安德	紀の川市貴志川町岸小野166番地
理事	小面和宏	紀の川市貴志川町高尾75番地
理事	嶋本幸雄	紀の川市貴志川町北56番地2
理事	上田達雄	紀の川市貴志川町北山284番地
理事	田村暢章	紀の川市貴志川町丸栖575番地
理事	田村善雄	紀の川市貴志川町丸栖10番地
理事	坂口榮司	紀の川市貴志川町丸栖1638番地
理事	上村豊治	海南市七山1330番地
理事	秦野均	海南市高津790番地
理事	尼岡孝敏	紀の川市桃山町調月893番地
理事	小坂善次	紀の川市桃山町調月701番地
理事	谷口正児	紀の川市桃山町調月2228番地1
理事	奥義行	紀の川市桃山町最上773番地
理事	津田繁介	紀の川市桃山町最上391番地1
理事	向江信夫	海草郡紀美野町長谷1335番地
監事	山田豊	紀の川市貴志川町井ノ口453番地の19
監事	津田茂	紀の川市桃山町調月789番地
監事	秦野吉史	海南市高津890番地

和歌山県告示第812号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員

職名	氏名	住所
----	----	----

理事 石井憲 有田市千田1548番地

和歌山県告示第813号

県営中山間地域総合整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営中山間地域総合整備事業金屋地区
- 2 確定年月日 平成15年5月22日
- 3 工事を完了した時期 平成17年3月31日

和歌山県告示第814号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡広川町大字上中野字馬上205の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第815号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字井関津兼184の20、184の102、184の103、184の105、184の106、大字下津木字下山田1357の2、1357の5、1358の1、1363、1364、1365(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第816号

平成13年和歌山県告示第923号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち和歌山市本脇字森北坪250番3地先から同市磯の浦字老ノ坪123番1地先までの延長431.60メートルについては、平成19年6月25日から供用を開始する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第817号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
岩出市山字大原17番1地先から同市山字大原1023番1地先まで	旧	6.10 } 15.40	314.80	
岩出市山字大原11番1地先から同市山字開キ979番1地先まで	旧	9.52 } 19.95	311.00	
同上	新	9.52 } 19.95	311.00	

和歌山県告示第818号

平成19年和歌山県告示第817号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年6月19日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第819号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町古井字墳垣内117番1地先から同町古井字墳垣内111番1地先まで	旧	7.50 } 14.50	64.50	
同上	旧	7.50 } 14.50	73.00	
同上	新	14.50 } 16.00	64.50	

和歌山県告示第820号

平成19年和歌山県告示第819号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年6月19日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸